

令和2(2020)年度



環境省  
実施事業

# 二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

## (省エネ型浄化槽システム導入推進事業)

「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」(以下、「本補助金」といいます。)は、以下の2通りの事業を補助対象とします。

対象となる事業は以下の2種類です。

### TYPE 1

51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器(高効率ブロワ等)へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業

### TYPE 2

改正建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽(ブロワを使用するものに限る)のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換事業 及び 平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換事業

※ いずれの場合も、原則として下水道法に基づく予定処理区以外における農業集落排水施設、漁業集落排水施設を除く浄化槽が対象になります。



公募  
期間

TYPE 1事業：令和2(2020)年4月16日～11月30日

TYPE 2事業：令和2(2020)年4月16日～10月30日

(予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります)

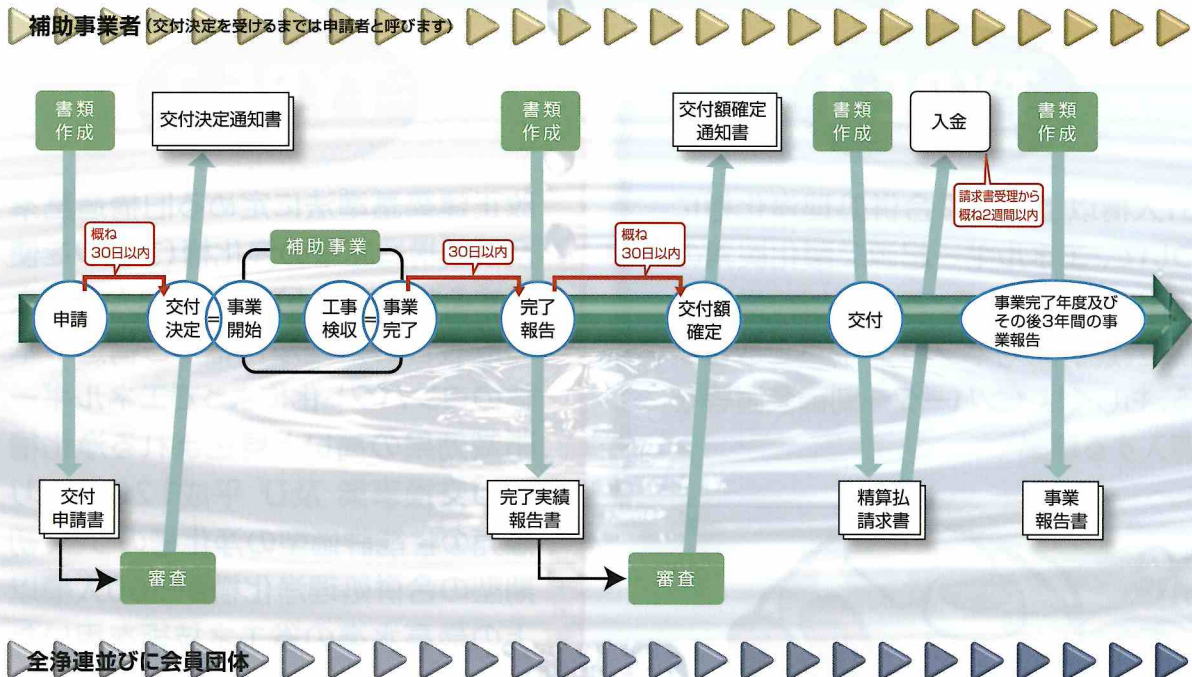
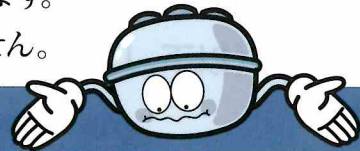


## 補助金交付の対象となる事業者

- 民間企業（個人事業主を含む）
- 一般法人、独立行政法人等（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
- 住宅団地の管理組合等
- 学校法人、医療法人、社会福祉法人 等
- その他、環境大臣の承認を得て、全浄連が適当と認める者

以上のいずれかに該当し、必要書類を全て提出することができる浄化槽管理者  
※本補助金の申請を行える者は、補助事業によって財産を取得する（または所有する財産の効用が増加する）ことになる浄化槽の所有者になります。  
※補助金は工事請負業者に支払われるものではありません。

## 事業の流れ



詳細は 執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会のWEBサイト  
(<http://www.zenjohren.or.jp/e-conservation.html>) をご覧頂くか、以下の連絡先まで、  
お問い合わせください。

一般社団法人 高知県浄化槽協会  
〒780-8031 高知市大原町87-8  
(株)高知県設備会館内  
TEL 088-832-2135

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会  
TEL : 03-3267-9757  
FAX : 03-3267-9789  
MAIL : info@zenjohren.or.jp